

# 遠隔教育促進についての提案

2016年11月29日



# 1. はじめに：新経済連盟について

---



- **経済団体** 2012年に活動を開始し、今年で5年目。
- **会員数 500社超**
- **3つのミッション ( Innovation · Entrepreneurship · Globalization)** を掲げ、日本における新産業・新ビジネスの発展のために活動。



## 2. 基本的な考え方:デジタルファースト



新経済連盟の基本政策  
『JAPAN AHEAD』(2015年5月発表)

- ◆最先端社会・スマートネイション
- ・「デジタルファースト」のための新法整備(IT利活用新法)
- ・対面書面原則の撤廃

### ■デジタルファースト・対面書面原則撤廃に向けた提言の発出

- ・『最先端社会・スマートネイションの実現に向けて』(2016年4月28日)
- ・『IT利活用推進のために必要な法整備に係る具体的提案』(2015年10月30日)

### 3. 遠隔教育に関する当連盟の提案

●代表理事の三木谷が、産業競争力会議で、対面・書面交付原則の撤廃の一例として下記の資料を提示(2013年4月)

項目	課題	解決策	施策のメリット / しない場合のデメリット
遠隔教育	<ul style="list-style-type: none"><li>法令上「対面」を求める文言は全くない。</li><li>通学型の高等学校では、不登校など特別の状況以外では遠隔教育は認められないとの解釈(2012年6月の文部科学副大臣の国会答弁)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>遠隔教育を正規の授業として認める</li></ul>	<p>(施策のメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>世界中の優秀な人材から質の高い授業を提供可能。世界で戦える人材の育成に寄与</li></ul> <p>(実施しない場合のデメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>教育リソースの不足・偏在という問題が温存</li></ul>

## 4. 遠隔教育に関する制度改正までの経緯

### ●IT戦略本部「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン」(2013年12月)

- ・高校における遠隔授業の正規授業化に向けて実践事例の収集・検討を行う
- ・有識者会議を設け、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題、その対応策について検討を行う

### ●文部科学省「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ(2014年6月)

- ・高校教育の質の確保・向上を図る観点から、全日制課程等において、ICT等を活用した学習効果を高めるための遠隔教育の実施に向けた検討の必要性に言及

### ●文部科学省「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会報告書(中間まとめ)(2014年8月)

- ・研究開発学校における遠隔教育の研究の動向や検証等を踏まえ、必要に応じて制度改正を検討

### ●文部科学省「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議 報告」(2014年12月)

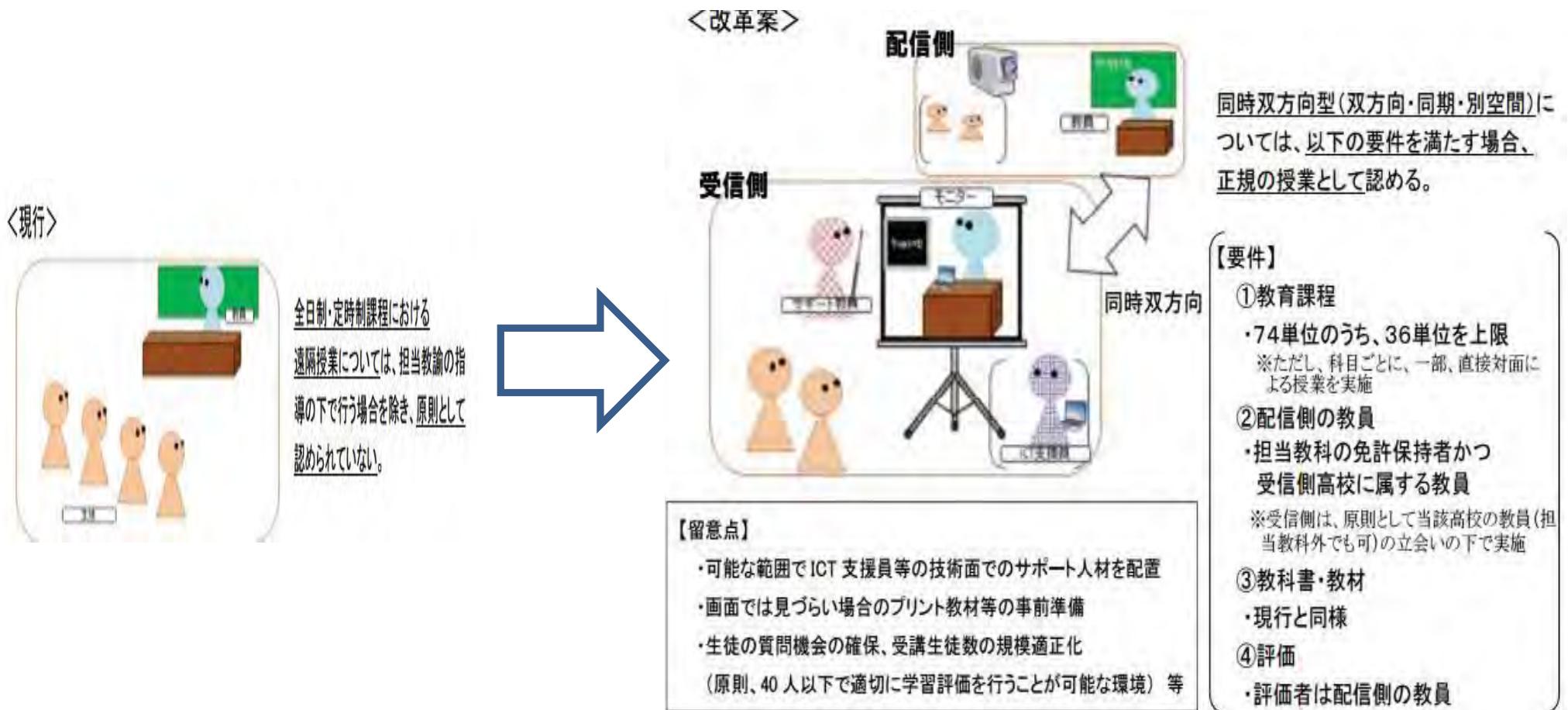
- ・離島・過疎地域における教育機会の確保だけでなく、多様かつ高度な教育機会の提供、特別な支援が必要な生徒に対する個別の学習ニーズへの対応を目指し、具体的な方策を提示

### ●文部科学省による省令改正等と関連通知発出(2015年4月)

- ・高校におけるメディアを利用して行う授業の制度化 など

## 5. 遠隔教育に関する制度改正の概要 (2014年12月文部科学省報告書の図表より抜粋)

### 全日制・定時制高等学校における遠隔教育の導入イメージ



## 6. 遠隔教育への期待① 世界での教育競争へ対応した新しい学びの提供

---

- 今後、世界はますますボーダーレス化し、競争が激化。世界各国は、STEM教育などに重点投資。
- この中で日本国・日本人が勝ち残っていくには、「イノベーション」「アントレプレナーシップ」「グローバリゼーション」の3つの理念に基づくマインド・能力を備えた人材を育成することが必要。  
(具体的なマインド・能力については次頁参照)
- このような人材育成のためには、机上のみの暗記型・受動的な教育ではなく、発信とコミュニケーションに主眼を置いた双方向の能動的な教育が必要。また、社会の様々な分野で活躍する多様な人材が教育に関わり、自らの経験やそこから得た教訓を子供たちに伝えることが必要。
- 遠隔教育の実践は、遠隔地にいる有為な教育人材の確保と教育内容の質の向上に大いに貢献しうる。

# 【参考】我々が求める「新経済人」とは

「イノベーション」「アントレプレナーシップ」「グローバリゼーション」に基づくマインド・能力を持つ人材とは？

## ■ イノベーション⇒

- 創造性(自ら新しいものを生み出す意欲)
- チャレンジ精神(難しいこと、厳しいことに挑戦する心)

## ■ アントレプレナーシップ⇒

- 粘り強さ(失敗しても諦めず、何度も立ち上がる精神)
- 問題解決能力(問題が何かを見極め、その解決に必要な方策を適切に選択し、それを実行できる能力)
- リーダーシップ(自ら先頭に立ち、チームを統率する能力)

## ■ グローバリゼーション⇒

- コミュニケーション力(他者との交流・交渉によって人の輪を広げていける能力)
- 発信力(自らの思いを世界に強く訴え、共感をつくり出す能力)

## 6. 遠隔教育への期待② 地方創生の切り札としての意義

---

- 人口減少、特に若者の減少の進む地方を中心に、『学校の統廃合、分校廃止』などが進んでいる。
- 学校がなくなることは、若者たちの地方離れを促進。学校の存在は、地域コミュニティ維持の条件。
- 遠隔教育を活用すれば、教育の質と量を確保しながら、極めて少額の追加コストのみで、今まである良質な学校を維持し、地域コミュニティも維持可能。

# 【参考】テクノロジーを用いた民間の遠隔教育の例

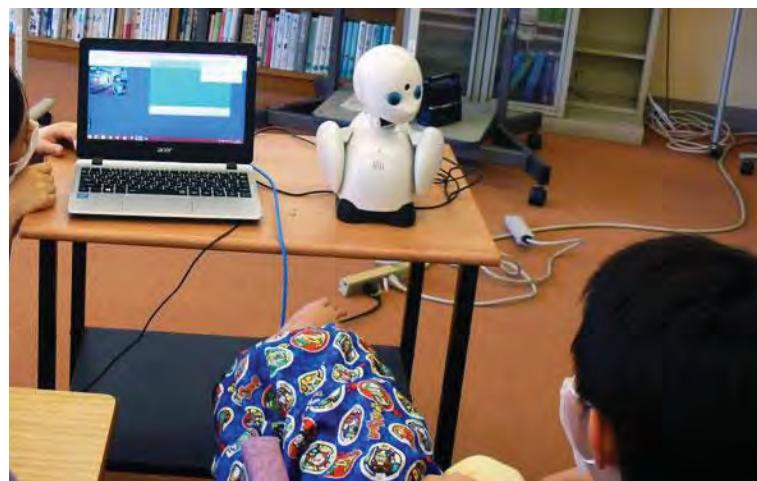
## ■OriHime(株式会社オリィ研究所)

ロボット「OriHime」を離れた場所から遠隔操作。ロボットと操縦者は視覚・聴覚を共有し、腕や首を動かすことも可能。

で不登校の生徒がOriHimeで授業に出席。

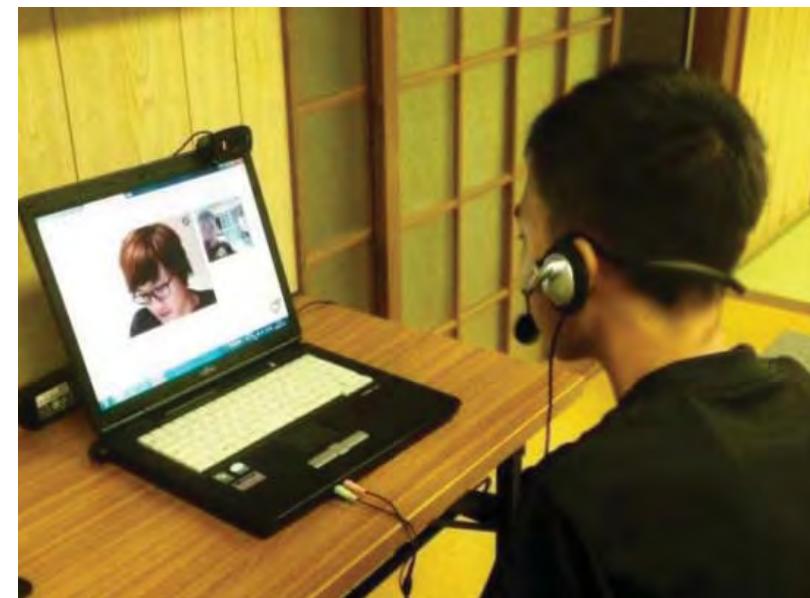


入院中の生徒がベッドサイドから授業に参加



## ■FaceHub(FacePeer株式会社)

ワンクリックでビデオチャットができる。インストール・ログイン無しで、PC×スマホでも可。



民間学習塾では既にFaceHubを用いた遠隔教育を実施。

## 7. 遠隔教育の存在意義をさらに拡大するための提案

---

- 2015年4月からの高校における遠隔授業解禁により、前進したことを評価。
- 今までに述べた存在意義をさらに発揮させるためには、次頁以下のことをさらに検討してみるべきではないか。

## 8. 具体的提案(1)

---

### 義務教育における遠隔教育の解禁

現状＝遠隔教育は高校のみに限定



しかし、多様な人材による教育の必要性や地方での問題は、当然、**小学校・中学校**にも存在するものであり、義務教育においても遠隔教育を認めるべきでは。

### 卒業に必要な全単位に適用、一部対面の縛りの撤廃/弾力化

現状＝高校で遠隔教育は卒業に必要な単位の半分以下に制限、科目ごとに、一部直接対面授業を実施



しかし、地方の事情を考えると、上記制限は見直すべきではないか

## 8. 具体的提案(2)

---

### 配信側教員の多様化

現状＝配信側の教員は担当教科の免許保持者かつ  
受信側高校に属する教員



多様な人材による新しい教育を可能にするという観点から見ると、教員ではない者の活用も考えてはどうか（次頁参照）。  
また、配信側の授業場所として在宅を想定していないようなので、そこを実施可能にすべきではないか。

## 8. 具体的提案(3)

---

### 教員免許の弾力化

- 遠隔教育の推進により、社会で活躍する多様な人材が教育に関わることが可能になるが、**教員免許を持たない者の学校現場における教育には制度的な制限。**(現状でも外部人材を活用する枠組はあるものの、どれも課題があり、十分に普及しているわけではない。次頁参照。)
- 特に、**英語・プログラミング**が小学校から**必修化**される中、これらを教える**教員不足**の解消は不可欠。



**教員免許の取得を弾力化**し、経験・意欲等一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、**みなし教員免許**を付与する仕組みを検討してはどうか。日本へ留学する大学院人材を有効活用する手もありえる。

# 【参考】現在の教員免許非保有者活用制度

制度名称	制度概略	問題点・課題
①特別非常勤講師	教科の領域の一部等を担任する非常勤の講師について、任命・雇用しようとする者から都道府県教育委員会に届け出ることにより、教員免許状を持たない者を登用可。	<u>教科の領域の一部しか担当できない</u>
②特別免許状制度	教員免許状をもっていない人であっても、各分野の優れた知識経験や技能を持っている社会人について、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により特別免許状を授与し教諭に任用できる	<u>学校への雇用内定があることを前提に、当該雇用する学校が申請する制度になっているのが活用されていない理由のひとつ。</u> <u>当該制度を活用した社会人選考を実施している県市は25(平成26年度)にとどまる。</u>
③外国語指導助手	外国語授業の補佐を担当させるため、外国語を母語とする指導助手を採用可。国のJETプログラムを通じた採用、各自治体の直接採用、民間会社への業務委託等の形態がある。	<u>あくまで教員免許を持つ教員の補佐にとどまる</u>

# Hello, Future!



# 新經濟連盟



Japan Association of New Economy